



病学連携に関する協定書



社会医療法人敬愛会中頭病院（以下「甲」という。）と中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校（以下「乙」という。）は、臨床や教育の課題について共通の認識を持って取り組み、教育や実践の質の向上のため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携協力を図り、それぞれが有する機能を効果的に発揮することにより、臨床や教育の課題について共通認識をもって取り組み、看護教育や看護実践の質の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 看護教育や看護実践の質向上に関すること
- (2) 看護師および教員等の研修に関すること
- (3) その他連携・協力が必要な事項に関すること

（協定の期間）

第3条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和元年 9 月 12 日

甲 社会医療法人敬愛会中頭病院
病院長 下地 勉



乙 中部地区医師会立ぐしかわ看護専門学校
学校長 徳森 朝子

